



ビオトープ・ニュース075

発行日 2015/03/21

発行：日本ビオトープ管理士会 徳島支部
 事務局：徳島市山城町東傍示5-281 新弘測量設計株式会社
 事務局長：東條芳顕 TEL：088-622-5688

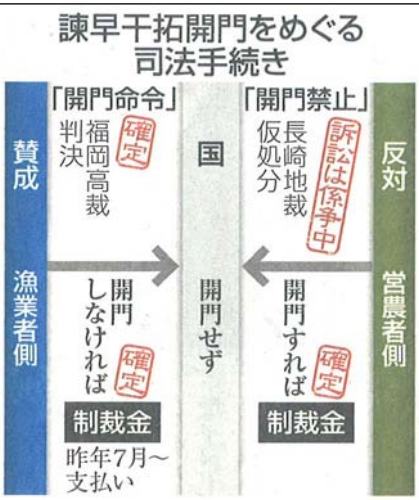
■ビオトープ・サロン 国家賠償法という法律がありますが…？

去る1月24日徳島新聞に「諫早制裁金命令確定…開閉とも国の抗告棄却」の文字、今回の判決で、開門してもしなくても国が制裁金を支払い続けるという異例の状態が確定したということでした。

かつて「ギロチン」と揶揄された諫早湾の締め切り工のシーンが目につかびます。多くの国民が疑問を抱いた「止まらない公共事業」の象徴的な事業でした。

紙面によると、潮受け堤防の水門が閉じられた1997年以来、漁業者と営農者を巻き込み国との係争が続いてきましたが、最高裁判官4人全員一致の判断。「諫早湾干拓をめぐっては、開門を命じた福岡地裁と、開門を差し止めた長崎地裁の仮処分があり、①開門しなければ漁業者側に1日45万円、②開門すれば営農者側に1日49万円、とする2件の間接強制が出ていた。国は開門しないまま漁業者に制裁金を支払い続けており、昨年7月からこれまで計9135万円を支出している。」とのこと。

これからは開門に向けた打開策が国に求められますが、諫早湾を元に戻す選択肢はないのでしょうか！？そこで、今号は私たちの身近な場所で起こりうる「自然地の人為的改変と賠償責任」について話題提供します。(編集局)



出典：徳島新聞 1月24日

いっそのこと、元の自然に戻す事業というのはいかがでしょうか？

自然再生事業だけでなく、多自然川づくりや里山ブームなどで身近な自然再生や復元が各地で実施される機会が増えてくることも推察されます。自然地形の大規模な改変や工作物の設置はともかく、人為作用による半自然的な場所での事故の責任は、事故の当事者がとるべきものだという共通認識を持つことも必要ではないでしょうか？

生物多様性保全や自然とのふれあいが大切だと言われる中で、先ずは自然の仕組みや摂理や秩序を理解し、上手におつきあいしたいものです。

【立入禁止…いつまで！？】

国家賠償法（昭和二十二年十月二十七日法律第二百五号）第一条「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」とあります。では、自然再生事業で復元された自然の中での事故はどうなるのでしょうか？

「国立公園内の鑑賞用歩道上において落石により観光客が死亡した事故について歩道の設置管理に瑕疵がある。」という判例があり、現在は立ち入り禁止の看板が立てられているようです。

右の写真は、ある県立自然公園内の遊歩道立てられた看板です。判例の国立公園もこの県立自然公園も、永遠に看板を立てておかなければならないのでしょうか？ いつまで立ち入り禁止なのでしょうか？



ビオトープ・サロン お便りコーナー

前号へのお便りをいただきました。カラスとの知恵比べ…頑張ってください。じんぞく=カワヨシノボリです。そして、ビジネスチャンス…「公害増えればGDPも上昇、蚊がいるから蚊取り線香が売れる。」ですね！？(編集局)

【Nさん】150202

お世話になります。ご連絡ありがとうございます。参考にさせていただきながら、現在対策を進めています。今後ともよろしくお願いいたします。

【Iさん】150202

「じんぞく」とは何ぞや？ 徳島では当たり前前の生物のようですが、その姿、生態、じんぞくうどんなどなど、その生物とじんぞくうどんの写真を見せていただきたい。

吉野川は九州の筑後川に類し大河であることから生物の多様性に関心が高まるのも当然のことのようです。筑後川も上流から下流にわたり景観計画などを策定し行政主導のようですが活動されています。

また、この半年間でメガソーラーに関わる機会があり、維持管理ではなく排水流出量の抑制について相談を受けています。民間への電力の供給が自由化になるとコスト縮減策への関心も高まり、地面の維持管理に視線が注がれることでしょう。造園業界もコノあたりに視点を据え活動するとビジネスチャンスを生むかも。

(～写真は日本三大暴れ川(利根川・筑後川・吉野川)の兄弟縁組みの広報グッズから転載しました。：編集局～)



3大川川兄弟縁組み調印式(2012年9月30日 徳島市)

■ビオトープ・サロン お知らせ ～自然とともにある“仲間”を増やすために

日本ビオトープ管理士会ニュースレターから「[管理士資格試験の結果](#)」「[環境関連法の動向](#)」の抜粋、[全国学校・園庭ビオトープコンクール2015](#)についてご紹介します。 編集局

■平成26年度ビオトープ管理士資格試験の結果より

今年度の合格率は1級で約27%、2級で約33%でした。1級は近年の高い合格率の傾向とありますが、2級は例年に比べると低い結果となりました。

1級について詳しく見ると、合格者の80%が1級の他部門もしくは2級の資格を持ち、また、2級からのステップアップによるものでした。

これから受験に臨む方は、①ビオトープ活動の経験を積むこと、②過去問題や【公式テキスト】、セミナーなどを活用、③【自然のもの】と【自然ではないもの】の区別、④何のために自然を守るのか、などに留意して座学だけでなく、ビオトープの整備や環境管理作業、自然観察会などへの継続的な参加、ビオトープ関連の業務などを通じて、現場やフィールドで経験を積むことも大切にしてください。また、環境関連法の改正や動向にも留意を！

■環境関連法の改正や新たな動向について

1. 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

一部改正された当該法律が2014年6月に施行されました。改正の内容や背景を理解しておきましょう。

2. 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

改正、改称された当該法律が2015年5月29日に施行されます。改正の内容や背景を理解しておきましょう。

■全国学校・園庭ビオトープコンクール2015 募集中

隔年で実施されている【全国学校・園庭ビオトープコンクール】の募集が始まっています。しめきりが5月31日となっています。現地審査では審査員からのアドバイスも受けられます。ふるってご応募ください。

詳しくは、公益財団法人日本生態系協会のホームページで紹介されています。<http://www.biotopcon.org/>

■みんなの“たからもの” 私たちの暮らしに共存する身近な生きものたち

072号に続いての寄稿です。会員の石川さんから、「シギの写真を三宅さん(日本野鳥の会徳島代表)に見てもらったのですが、左の写真は【キアシシギ】、右の写真は【クサシギ】とのことでした。」との報告を頂きました。同じ固体かとかと思ったら、2種類が訪れていたとは！…冬期湛水もビオトープの一役をこなしているんですね。(編集局)



【我が家の小さな訪問者 その3】

寄稿：KMさん



2月8日、菜園の土のリフレッシュのための冬水田んぼに初顔の来訪者、名前はわかりません。嘴と足が長くて、目の周りと眉のように嘴の付け根まで白のが特徴です。毎朝、朝食に訪れているようです。

この他は、モズ、セグロセキレイ、ハクセキレイ、カラス、ドバト、ツグミ、ムクドリなど。水浴びしたり、水の中に入って何かをついばんだり、ごちそうがいるのでしょうか？ 氷が張るほどの冷たい田んぼですけど。



■ビオトープ・セミナー 資格試験に挑戦して基礎知識を修得しよう！

ビオトープ管理士資格試験過去問題 出展：(財)日本生態系協会主催「ビオトープ管理士セミナー」のテキストより

無断転載禁止：本紙は公益財団法人日本生態系協会の許可を得て転載しています。(編集局)

【計画部門1級の記述問題：正答と解説は次号で紹介】

問 075：道路整備において事業者により実施されている動植物保全対策について、「対策効果の検証」及び「対策により設置した施設の維持管理の継続性」の観点から課題を列記し、あなたの考える課題解決に向けた具体的な方策を400字以内で述べなさい。

■前号074の正答【4】

各種工事における施工時の配慮事項は、①施行範囲が最少となる工法を検討する。②資材置き場などの仮設ヤードは規模を最小限とする。③油圧ショベル等のオペレーターがビオトープの専門家であることは多くはないので、現場で発生する細かい点について、適宜、打合せを行う。④施工機械が発する騒音・振動による保護対象種への影響が確認された場合には、直ちに中断し、対策を講じる。⑤工事用道路については、工事完了後、自然復元工事や在来種による緑化を行う。

※2級はどなたでも受験でき、四国の受験会場は「徳島大学工学部」です。自然環境の保全に関わる方には、是非とも取得していただきたい資格です。詳しくは、<http://www.ecosys.or.jp/> (公益財団法人 日本生態系協会HP)

■編集後記

ビオトープに関するお役立ち情報はもとより、皆様の生活や活動やお仕事等、日常を通じて見たり感じたりしたこと、身近な自然の春夏秋冬や喜怒哀楽のご寄稿をお待ちしております。ふるってご参加ください！ 編集局

【E-mail : kanv@nifty.com URL : <http://biotopetokushima.yu-yake.com>】